

寡婦・寡夫控除のみなし適用事業一覧(世田谷区)

事業内容	所管課	事業実施時期 (申請手続き可能月)	適用月 (実際の減額や補助金増額を行う月)	同月の場合の取り扱い	規定の変更	変更手続き	支給開始後の確認方法 ●適用のために新たに提出してもらう書類 ○確認のための書類	各事業での周知方法	対象者(推計)	影響額(推計)
保育園保育料の減免措置	保育課保育入園係	平成26年7月1日	平成26年7月～	・7月25日までの申請は7月から減免。以降は毎月1日(4月は15日)までの申請を当月分から減免。 ・遡及はなし。	「世田谷区保育の実施等に関する条例施行規則」の改正 ※別表に追加	実施時期までに改正	●減免申請書(理由欄に付記) ●児童扶養手当証書の写し ○住基の税情報(1月2日以降の転入者は前住地の課税証明書) ○世帯状況変更届(婚姻で該当しなくなったなど)	・保育料の変更決定通知 ・入園決定通知に減額免除のチラシ同封	約40名	(歳入減) 予想されるケースで見積もった場合、1人当たり年額116,400円程度
区立幼稚園保育料の減免措置	学務課学事係	平成26年7月1日	平成26年4月～	年度内に申請があれば、当該年度の事由発生月(入園月)まで遡及。 その際の支払い済み(過払い)保育料は以後の月分の保育料に充当または還付。	「世田谷区立幼稚園管理運営規則」の減免規定の改正	実施時期までに改正	●減免申請書(必要書類を添付) ●児童扶養手当証書の写し ○住基の税情報(1月2日以降の転入者は前住所の課税証明書)	・各幼稚園を通じて全保護者へお知らせを配布	0～1名	(歳入減) 最大で見積もった場合、1人当たり年額12,000～108,000円
区営住宅等使用料の減免措置	住宅課住宅担当	平成26年6月16日	平成26年4月～	平成26年度中の申請は、4月分に遡って適用する。	「減額に関する要綱」を制定	実施時期までに制定	●減免申請書 ●児童扶養手当証書の写し ○住基の税情報(1月2日以降の転入者は前住地の課税証明書)	・26年度収入報告勧奨通知に案内文を同封	0～1名	(歳入減) 最大で見積もった場合、1人当たり年額約70,000円
認可外保育施設負担軽減補助 (保育室・保育ママ・家庭的保育事業・認証保育所負担軽減補助)	保育課保育支援担当	平成26年7月1日	平成26年7月～	申請書の送付が6月中旬のため、7月から適用。その後の申請については、利用実績及び納入があれば7月分までは遡及あり。	「認証保育所負担軽減補助金交付要綱(第三条3号)」及び「世田谷区保育料負担軽減補助金交付要綱」、 「平成26年度世田谷区緊急対策保育施設保育料負担軽減補助金交付要綱」の改正	実施時期までに改正	●交付申請書 ●児童扶養手当証書の写し ○住基の税情報(1月2日以降の転入者は前住地の課税証明書) ○家族状況申立書(保育室)、 児童利用申込書(保育ママ・家庭的保育事業)、 家庭状況届出書(認証保育所)	・申請書配布時の案内に掲載(利用者に施設を通じ配布)	約20名	(歳出増) 最大で見積もった場合、1人当たり年額: 認証 180,000円 保育室・保育ママ・家庭的保育事業 288,000円
私立幼稚園保護者補助金の支給	子ども育成推進課私学係	平成26年7月1日	平成26年4月～	平成26年度中の申請であれば、該当月に遡って支給する。	「補助金交付要綱」の改正 ※都事業と一体的な運営のため、都が例年行う要綱の改正と合わせて行う	実施時期までに改正	●申立書 ●児童扶養手当証書の写し ○住基の税情報(1月2日以降の転入者は前住地の課税証明書)	・ホームページへの掲載、各私立幼稚園へ周知	0～1名	(歳出増) 最大で見積もった場合、1人当たり年額 357,600円 (非課税世帯第1子の補助額)